

■ 4条1項11号

不服 2024-010020

＜本願商標＞

「グローカルにいがた」（標準文字）

第36類「・・・，預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ，資金の貸付け及び手形の割引，内国為替取引，債務の保証及び手形の引受け，有価証券の貸付け，金銭債権の取得及び譲渡，有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり，両替，金融先物取引の受託，金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け，債券の募集の受託，外国為替取引，信用状に関する業務，信用購入あっせん，・・・他」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

Glocal

引用商標： グローカル

第36類「クレジットカード決済に関するコンサルティング，電子決済に関する指導及び助言」及び第39類

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「グローカルにいがた」の文字を標準文字で表してなるところ、「グローカル」及び「にいがた」の文字は、片仮名と平仮名とで文字種が異なるものの、構成各文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって、外観上まとまりよく表されているものである。

また、本願商標は、その構成文字に相応して、「グローバルニイガタ」の称呼が生じると認められるところ、当該称呼は冗長ではなく、よどみなく一連に称呼できるものである。

そして、本願商標の構成中「にいがた」の文字は、「中部地方北東部、日本海側の県。越後・佐渡2国を管轄。」（出典：「広辞苑 第七版」（株式会社岩波書店））を意味する地名である「新潟」の読みを平仮名で表したものであるとしても、上記のとおり、各文字が同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもってまとまりよく表されている本願商標の構成も踏まえれば、これに接する取引者、需要者が、殊更構成中の「にいがた」の文字部分を捨象して、「グローバル」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろその全体を一体不可分のものとして理解、認識されるものとみるのが相当である。

したがって、本願商標の構成中の「グローバル」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが互いに類似する商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**グローバルにいがた**」は、その構成中の「にいがた」の文字が、地名である「新潟」の読みを平仮名で表したものであるとしても、各文字が同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもってまとまりよく表されている本願商標の構成も踏まえれば、これに接する取引者、需要者が、殊更構成中の「にいがた」の文字部分を捨象して、「グローバル」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろその全体を一体不可分のものとして理解、認識されるものとみるのが相当であるから、引用商標「**G l o c a l \ グローカル**」とは非類似の商標であると判断されました。

商標の構成中に地名を含む場合、その部分には原則として識別力がないと考えられ、それを除いた文字等が要部になるとした上で、他の商標との類似性が比較されるのが基本です。もちろん、地名といっても、都道府県のように誰もが知るものもあれば、地方の辺境の地のように多くの人は聞いたこともないものまで色々ありますので、その点は考慮されることがあります。

本事件における本願商標は、誰もが知る「にいがた（新潟）」の地名を含むものですから、おそらく多くの実務家は、「さすがに、これは類似だろう」と普通は考えると思われますが、審決ではあっさりとは非類似を認めており、個人的には意外性を感じました。

ちなみに、恥ずかしながら当職は知らなかったのですが、「グローカル (glocal)」という語は、「global」と「local」の単語を合わせたもので、「グローバルな視点と地域的な視点を両立させる」といった意味合いで用いられているそうです。

もし、この語が、世の中で比較的ありふれて用いられているものであれば、審決のような考え方もできるのかなと思います。一方で、実際にはあまり一般的に用いられておらず造語性が高いものであれば、さすがに誤認混同のおそれもあるのではないかという気がします。

なお、同時期になされた審決の中には、「はこだて恋いちご」と「恋莓」等が「類似する」と判断された事件（不服 2024-008729）があります。

この事件では、「はこだて」の文字について、『地名を表す語であって、一般に、地名が商品の産地、販売地を表すものとして採択使用されており、「函館」が日本で有数の観光地として広く知られていること、また、漢字の「函館」の地名を平仮名で表記したことをもって、他の意味合いを認識させるというべき事情もないことからすると、それ自体、出所識別標識としての称呼、観念が生じるということとはできない』として、「はこだて恋いちご」のうち「恋いちご」の部分が要部になると認定されております。

このような審決を目にすると、あらためて商標の奥深さと難しさを実感する次第です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年4月27日 >